



11月・12月の予定

11月

12月

月	火	水	木	金	土	日
				1	2	3 文化の日
4 振替休日	5	6	7	8	9	10
11 ①	12	13	14 サロン セミナー	15	16	17
18	19	20	21	22	23 勤労感謝 の日	24
25	26	27	28	29	30	

月	火	水	木	金	土	日
						1
2 ②	3	4	5	6	7	8
9	10 ③	11	12 サロン セミナー	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23 天皇 誕生日	24	25	26	27	28	29
30	31 ④			JSK 仕事納め		

《11月》

①源泉徴収税額、特別徴収税額（10月分）の納付期限

※1）9月決算法人の確定申告と納税、3月決算法人の中間（予定）申告と納税（→決算応当日まで）

※2）個人事業税第2期分納付、所得税の予定納税額の第2期分納付

【その他】

税務署や市町村から年末調整のための資料が届いているのではないのでしょうか？各人から提出してもらう「扶養控除等（異動）申告書」、「配偶者特別控除申告書」、「保険料控除申告書」や証明書等の準備を呼びかけて行きましょう。

● 年末年始の休業日についてお知らせ ●

平成25年12月28日（土）～平成26年1月5日（日）まで年末年始に伴い、休業させていただきます。

なお、通常営業は、平成26年1月6日（月）9時00分からとなります。

ご迷惑をお掛けいたしますが、よろしくお願いいたします。



《12月》

②社会保険料、児童手当拠出金（10月分）の納付期限
所得税予定納税第2期分納付
（11月30日が土曜日のため、12月2日まで）

③源泉徴収税額、特別徴収税額（11月分）の納付期限

④社会保険料、児童手当拠出金（11月分）の納付期限
（31日が年末のため、年明け平成26年1月6日まで）

※3）10月決算法人の確定申告と納税、4月決算法人の中間（予定）申告と納税（→決算応当日まで）

※4）固定資産税（都市計画税）第3期分の納付
（各市町村によって納付期限は異なります。）

【その他】

12月には賞与を支給される会社が多いのではないのでしょうか？賞与を支給した時は、支給日から5日以内に「健康保険・厚生年金保険賞与支払届」を所轄社会保険事務所に提出する必要があります。

イベント紹介



平成25年10月19日（土） 医師・病院の事業継承セミナーにて講師をさせていただきました。（ヒルトン大阪にて）

じょうの
税理士上能は
いつでも、どこへでも
でかけていきます。
お気軽に声をかけて下さい。
また、お近くへお越しの際は、
いつでもお気軽にお越し下さい。
社員一同お待ちしております。